

令和4年第7回下川町農業委員会総会議事録

事務局長

只今から、令和4年第7回農業委員会総会を開会いたします。
始めに、武藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

武藤会長

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
本年は、例年に比較して天気もよく作柄もよいのではないかと思います。
皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染者数が5,000人を超す勢いであり、行動制限はありませんが自己制御しなければならない状況となっております。
後程、人・農地プランの関係、農業委員会からの意見書の提出について、道内視察研修についてなど、提案させていただきます。

事務局長

出席委員は、11名中9名で定足数に達しておりますので、総会が成立しております。
それでは、下川町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は武藤会長をお願いいたします。

武藤会長

これより議事に入ります。
日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
下川町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

武藤会長

それでは、議事録署名委員は、8番三島委員、9番吉田委員をお願いいたします。なお、会議書記には、事務局の又村主幹、葛西主事を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

武藤会長

日程第2会期の決定であります、本日1日限りとしてよろしいですか。
(異議なし)

武藤会長

異議なしと認め、本日1日とします。

武藤会長	日程第3諸般の報告をいたします。 事務局から報告いたします。
事務局長	(諸般の報告をもとに報告)
武藤会長	以上で諸般の報告を終ります。
武藤会長	日程第4議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について を議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	(議案書をもとに朗読説明)
武藤会長	本案について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
武藤会長	それでは採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
武藤会長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
武藤会長	日程第5議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。なお、日程第5議 案第2号から日程第6議案第2号まで議題名が同じでありますので、以 降の議題名については省略させていただきます。 議案第1号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	(議案書をもとに朗読説明)
武藤会長	本案について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
武藤会長	それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

武藤会長 日程第6議案第3号を議題に供します。なお、議案第3号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に堀口委員が該当しますので、退席をお願いします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 (議案書をもとに朗読説明)

武藤会長 本案について、質疑ありませんか。

及川会長代理 使用貸借権というのは通常親子間で行われるが、今回は相手方が株式会社である。普通は〇〇〇〇さんから△△△△△さんに使用貸借すると思うが個人から法人へ使用貸借することはできるのか。

事務局 個人から法人へ使用貸借することは可能です。

(質疑なし)

加藤委員 〇〇〇〇さんに賃借料が入ることがない。

事務局 長 今回のケースは、〇〇〇〇氏に賃料が入るわけではなく、また、法人の役員でもない。大変申し訳ありませんが、今回のケースについて確認させていただきたく、議案第3号については審査を止めていただき、他の議案の審査が終了したのちにご説明させていただきたいと考えます。

武藤会長 ただ今、事務局長から申し出がありましたので、議案第3号は審査を保留し議案第4号に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

武藤会長 異議なしと認め、日程第7に進みます。

武藤会長 ここで堀口委員の退席を解きます。

武藤会長

日程第7議案第4号農地所有適格法人の要件確認についてを議題に供します。なお、日程第7議案第4号から日程第13議案第10号まで議題名が同じでありますので、以降の議題名については省略させていただきます。

議案第4号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

(議案書をもとに朗読説明)

武藤会長

本案について、質疑ありませんか。

吉田委員

構成員数は農業常時従事者4人で下段の理事数は2人で、うち農業に常時従事する構成員数は2人となっていますが齟齬ありませんか。

事務局長

下段は理事の構成を記したものでありますので、記載に齟齬はないと思われま。

吉田委員

了解しました。

武藤会長

他に質問はありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

武藤会長

日程第8議案第5号を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

(議案書をもとに朗読説明)

武藤会長

本案について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第5号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第5号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

日程第9議案第6号を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

(議案書をもとに朗読説明)

武藤会長

本案について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第6号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第6号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

日程第10議案第7号を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

(議案書をもとに朗読説明)

武藤会長

本案について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第7号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第7号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長 日程第11議案第8号を議題に供します。なお、議案第8号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に表委員、伊藤委員が該当しますので、退席をお願いします。

武藤会長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 (議案書をもとに朗読説明)

武藤会長 本案について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長 それでは採決いたします。
議案第8号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第8号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長 ここで、表委員、伊藤委員の退席を解きます。

武藤会長 日程第12議案第9号を議題に供します。なお、議案第9号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に堀口委員が該当しますので、退席をお願いします。

武藤会長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 (議案書をもとに朗読説明)

武藤会長 本案について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長 それでは採決いたします。
議案第9号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第9号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

ここで、堀口委員の退席を解きます。

武藤会長

日程第13議案第10号を議題に供します。なお、議案第10号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に表委員が該当しますので、退席をお願いします。

事務局長

(議案書をもとに朗読説明)

武藤会長

本案について、質疑ありませんか。

加藤委員

確認させてください。構成員のところで農業常時従事者1人ですね。その下の理事数が二人で常時従事者が2人となっているが問題ないか。

事務局長

表さんの奥さんですが構成員数のうち農業従事者は奥様のみとなり、お二人とも役員となります。この度は総数に合わせました。事実上は2名です。

武藤会長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第10号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第10号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

ここで、表委員の退席を解きます。

武藤会長

ここで先ほど保留した議案第3号につきましては、下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定に堀口委員が該当しますので退席をお願いします。

武藤会長

議案の朗読については省略します。

武藤会長

先ほどの及川会長代理の質疑に対して事務局に答弁を求めます。

事務局長

北海道農業会議に確認したところ、使用貸借は一般的に親子関係で行われるが、この度の息子さんが代表する法人と使用貸借されることは問題ないとの回答がありました。希に無償で売買されたときは税法上みな

し所得として計算される可能性があるとのこと。この度の総会の手続きとしては問題ないと考えます。また、使用貸借を改めて賃貸借等にしたい、と方針の変更があればその時点で議案として別途審査していただくことになろうかと思えます。

武藤会長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

武藤会長

それでは採決いたします。

議案第3号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第3号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

ここで、堀口委員の退席を解きます。

武藤会長

以上で本日のすべての日程を終ります。